

高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。以下同じ。）又は小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）における小規模化及び入所児童の生活向上を図ること、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所又は妊産婦等生活援助事業所における社会的養護が必要なこどもの生活向上を図ること並びに児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所におけるICT化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用を促進するとともに、業務負担の軽減を図ることを目的として、第2条の3に規定する補助事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条の2 補助事業者は、次条に規定する事業を実施する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める法人、児童自立生活援助事業者、小規模住居型児童養育事業者及び里親とする。

(補助対象事業)

第2条の3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 入所児童等の生活環境改善事業

次のア又はイに該当する事業

ア 児童養護施設、乳児院又は児童心理治療施設において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入を行う事業

イ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、里親又は児童家庭支援センターにおいて、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用のベッド、乳児呼吸用モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全の確保のために必要な備品の購入若しくは更新又はフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新若しくは改修を行う事業

(2) 小規模住居型児童養育事業所等開設支援事業

小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア又は児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業

(3) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業

次のア又はイに該当する事業

ア 里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所又は妊産婦等生活援助事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業

イ 里親支援センターの開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う事業

(4) 児童養護施設等におけるICT化推進事業

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所又は妊産婦等生活援助事業所において、業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進に資する機器等の整備を図る事業

(補助事業の制限)

第2条の4 前条第1号から第3号までに掲げる事業については、事業を行う施設等1箇所につき1回に限り補助事業とするものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合

(2) 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合

(3) 災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合

2 前条第1号ア、第2号及び第3号に掲げる事業については、当該年度中又は翌年度中に事業を実施した施設等の運営等を予定している場合に補助事業とするものとする。

(補助率及び補助額)

第3条 第2条の3に規定する補助事業の補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助額は、別表第1の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、第4欄の補助率を乗じて得た額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証する書類(県税事務所で発行する全税目の納税証明書)を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容等の変更（補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をいう。）をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除すること

ができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(11) 県税の滞納がないこと。

(12) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(実績報告等)

第 8 条 規則第 11 条第 1 項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の 4 月 5 日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 10 号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、前条第 10 号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第 5 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報の開示)

第 10 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例(平成 2 年高知県条例第 1 号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示をするものとする。

(調査及び指示)

第 11 条 知事は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、この補助事業で整備した備品や施設の利用状況等について報告を求め、又は調査を実施することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から第9号まで、第8条第3項、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

第 1 区分			第 2 基準額	第 3 対象経費	第 4 補助率
(1) 入所児童等の生活環境改善事業	ア 小規模なグループによるケアを実施するために必要となる事業	児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設	1 施設当たり 800 万円	事業に必要な改修費、施設整備費並びに備品購入費及び賃借料	10 分の 10
	イ ア以外の入所児童等の生活環境改善事業	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及び小規模住居型児童養育事業所			
(2) 小規模住居型児童養育事業所等開設支援事業			1 施設当たり 800 万円	事業に必要な改修費、施設整備費又は備品購入費及び賃借料	
(3) 改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業	ア 開設するために必要となる設備整備及び備品の購入を行う事業	里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所	1 施設当たり 800 万円	事業に必要な改修費、設備整備費及び備品購入費	
	イ 開設又は運営に当たり、必要となる改修等を行う事業	里親支援センター			
(4) 児童養護施設等における ICT 化推進事業 (※)			1 施設当たり 100 万円	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費 (通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	4 分の 3

※留意事項

- ① ICT機器の導入等により業務を効率化することで、人件費等の削減効果が得られた場合には、その財源について、職員の処遇の改善並びにこども及び家庭への対応の強化・取組に充てるよう努めること。
- ② ICT機器の導入等に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- ③ システム導入・改修費については補助対象外とする。

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名
生年月日

令和 年度高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第 3 条及び高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱
第 4 条の規定により、補助金の交付関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 金 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- （1）経費所要額調書（別紙 1）
- （2）事業実施計画書（別紙 2）
- （3）見積書
- （4）歳入歳出予算書（抄本）（別紙 3）

(5) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(6) (1)から(5)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

(注) 補助事業者名は、設置主体の代表者名を記入してください。

補助金振込先： 金融機関名

支店

口座名義人(カナ)

口座番号(種別：普通・当座)

種別： 番号：

第2号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定を受けました事業について下記のとおり計画を変更したいので、承認されるよう高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由及びその理由

2 変更補助金交付額

金 円

3 添付書類

- (1) 変更後経費所要額調書（別紙4）
- (2) 変更後事業実施計画書（別紙5）
- (3) 変更後歳入歳出予算書（抄本）（別紙6）
- (4) (1)から(3)までに掲げる書類のほか、参考となる書類

（注） 内容の変更のみの場合は、変更補助金交付額は、記入しないでください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度高知県児童養護施設等環境改善事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう、高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により申請します。

記

中止（廃止）理由

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました事業が完了しましたので、高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額 円

2 事業の種類

3 添付書類

- （1）経費所要額精算書（別紙7）
- （2）事業実施報告書（別紙8）
- （3）歳入歳出決算（見込み）書（抄本）（別紙9）
- （4）（1）から（3）までに掲げる書類のほか、参考となる書類

第5号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交
付の決定を受けました高知県児童養護施設等環境改善事業費補助金について、高知県児童養護
施設等環境改善事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額
金 円（補助金確定額）
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額等
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

経 費 所 要 額 調 書

補助事業者名 _____

事業名	総事業費 ① 円	寄附金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③ (①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	選定額 (補助所要額) ⑥ 円	備考
入所児童等の生活環境改善事業							
小規模住居型児童養育事業所等開設 支援事業							
改正児童福祉法関連施設・事業所開 設等支援事業							
児童養護施設等における I C T 化推 進事業							
合計							

(注)
1 ⑤欄は、別表第 1 に定める基準額を記入してください。
2 ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額に補助率を乗じた額を記入してください。

事業実施計画書

高知県知事 様

令和 年 月 日
補助事業者名

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③事業に要する費用	円 ※内訳等については別添見積書のとおり	
(備考)		

歳入歳出予算書（抄本）

1 歳入の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

2 歳出の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

令和 年 月 日

補助事業者名

変 更 後 経 費 所 要 額 調 書

補助事業者名

事業名	総事業費 ① 円	寄附金その他の 収入予定額 ② 円	差引額 ③ (①-②) 円	対象経費の 支出予定額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	選定額 (補助所要額) ⑥ 円	備考
入所児童等の生活環境改善事業	()	()	()	()		()	
小規模住居型児童養育事業所等開設支援事業	()	()	()	()		()	
改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業	()	()	()	()		()	
児童養護施設等における I C T 化推進事業	()	()	()	()		()	
合計	()	()	()	()		()	

(注)

1 ⑤欄は、別表第 1 に定める基準額を記入してください。

2 ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額に補助率を乗じた額を記入してください。

3 変更が発生した金額及び内容については、変更後の金額及び内容の上に変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。

変更後事業実施計画書

高知県知事 様

令和 年 月 日
補助事業者名

[illegible]

変更後歳入歳出予算書（抄本）

1 歳入の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

2 歳出の部

区分	予算額	備考
	円	
合計		

令和 年 月 日

補助事業者名

（注）変更が発生した金額及び内容については、変更後の金額及び内容の上に変更前の金額及び内容を括弧書きで記入してください。

経 費 所 要 額 精 算 書

補助事業者名

事業名	総事業費 ① 円	寄附金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③ (①-②) 円	対象経費の 支出額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	選定額 (補助精算額) ⑥ 円	補助金 交付決定額 ⑦ 円	補助金 受入済額 ⑧ 円	補助金 請求額 ⑨ 円
入所児童等の生活環境改善事業									
小規模住居型児童養育事業所等開設 支援事業									
改正児童福祉法関連施設・事業所開 設等支援事業									
児童養護施設等における I C T 化推 進事業									
合計									

- (注)
- ⑤欄は、別表第 1 に定める基準額を記入してください。
 - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額に補助率を乗じた額を記入してください。
 - ⑦欄は、交付決定額を記入してください。
 - ⑧欄は、補助金の受入済額を記入してください。

事業実施報告書

高知県知事 様

令和 年 月 日
補助事業者名

①施設名		
②住所	(〒 -)	電話 () -
③事業に要した費用	円 ※内訳等については別添領収書のとおり	
(備考)		

歳入歳出決算（見込み）書（抄本）

1 歳入の部

区分	予算額	決算額	差引き増減(△)	備考
	円	円	円	
合計				

2 歳出の部

区分	予算額	決算額	差引き増減(△)	備考
	円	円	円	
合計				

令和 年 月 日

補助事業者名